

第25期 軽井沢町農業委員会 第4回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第4回総会を始めたいと思います。</p> <p>最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。まず最初に新型コロナウイルス関係については、県内の医療警報等は解除となっておりますので、総会時でのマスク着用は推奨いたしますが、個人のご判断をお願いいたします。</p> <p>休憩時は換気を行い、基本的な感染対策は継続して実施いたします。</p> <p>さて、10月は本来であれば台風シーズンの到来となりますが、発生しても本州付近への接近もなく、農作物への影響はございませんでした。このような状況で気温も徐々に低下し、今期も出荷の終盤を迎えておりますが、夏場の高温もありまして例年より野菜の生育が早く、切り上げが前倒しとなっております。これも温暖化等の気候変動が原因かもしれませんが、本年も気象条件に対応して農業に従事してまいりました皆様に感謝を申し上げます。</p> <p>委員の活動の一つである農地パトロールが皆様のご尽力により終了いたしました。新任の委員の方々のご自身の担当区域をこのパトロールを通じて把握されたのではないかと考えます。特に今年には地域計画関連もありまして、現状の農地活用の確認はもちろんでございますが、将来的なことも考慮する契機となったのではないのでしょうか。</p> <p>事務局からも後ほど、今後の地域計画の進捗についてご説明いたしますが、農業者が減少する中で、農地を将来的に活用していくにはどうするのか、各地区での話し合いによりご検討をお願いしたいのが、目標地図作成に向けた次の段階でございます。まずは地域を代表する皆様のご意見を基軸に進めさせていただきますので、何卒皆様のご協力のほどお願い申し上げます。11月は視察研修や長野県大会等の行事もございますので、皆様ご参加のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本日、岡沢補佐や町側より佐藤係長がご出席いただいております。</p> <p>JA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第25期軽井沢町農業委員会第4回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。</p> <p>事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>

青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、14名全員の出席でございます。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号4番の篠原友紀委員と議席番号11番の岩井明浩委員の2名をお願いします。</p> <p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	「事業報告の説明」
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1についてご説明します。次第4ページ、補足資料1ページから15ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>_____の_____は_____ありまして_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。_____が_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。_____でございますが、補足資料4ページに_____がございますが、_____に_____がございます_____となります。_____に_____がありますが、その_____に_____している_____を_____ほど_____となります。</p> <p>町の用途地域は_____で、農地法による農地区分は、_____になります。</p> <p>転用の目的ですが、_____は_____で_____し、_____の為、_____を_____ところ、_____の_____は_____、_____があり、_____の_____となっていることから_____との_____も_____した_____、_____により_____をしたいものでございます。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資</p>

	<p>力・信用については、_____、_____が_____、_____で_____となり、_____となり、_____が_____されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地はなく問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。はい、遠山冬樹推進委員</p>
委員	<p>推進委員の遠山が議案第1号番号1についてを説明いたします。_____に_____、_____、_____で_____を_____。_____はさきほど_____でございます。_____は_____はされておりますが、_____があと_____で_____して、_____に_____することです。_____の_____に_____につきましては、_____を_____として_____することです。_____ということなんです、_____は_____から_____に_____、よく_____されているということなんです、_____が_____ので_____することで_____ができるようになります。_____には_____はありませんので_____について_____は_____はございません。_____のことから_____と_____いたします。_____のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。土屋会長代理、補足説明はございますでしょうか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方は願います。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第1号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2についてご説明します。次第4ページ、補足資料16ページから22ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____の_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。</p> <p>_____でございますが、補足資料18ページに位置図がございますが、さきほど_____よりさらに_____、_____に_____ございます_____より_____にある_____を_____、_____を_____ほど_____となります。</p> <p>町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は_____になります。転用の目的ですが、_____と_____は_____でありまして、_____が_____、_____が_____となります。_____、_____の_____にある_____に_____は_____しておりますが、_____が_____となった為、_____が_____する_____を_____で_____したいことから_____により_____をしたいものでございます。</p> <p>_____は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____からの_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われま。</p>

市村初仁議長	次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2については許可できない場合に該当しません。
委員	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2について担当委員より説明願います。はい、土屋会長代理
委員	議席番号1番の土屋史彦が議案第1号番号2についてを説明いたします。____、____にて____、____、____とで____を行いまいた。場所はさきほど____です。____の____は____と____をされ、____である____の____の____と____は____しております。____になり____に____が____、____が____になり、____に____を____ということになりまして。____により____がある____は____にある____、こちらは____が____をされておりますが、____が____より____ほど____なっております。____も____しており、____している____の____とほぼ____となります。____は____の____だったんですけども、____とか____したんですけども、____いらっしゃる____の____が、ちょうど____になる____でした。ですので____の____でも____はございません。____の____は____が____している____の____となりますが____はされておらず、____の____、そちらは____をする____がないようですが、____はするように____いたしました。____はないように____。現地を確認して判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。
委員	ありません。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	なし

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に議案第1号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号3についてご説明します。次第4ページ、補足資料23ページから31ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある、_____です。</p> <p>_____の_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____です。</p> <p>_____でございますが、補足資料25ページに位置図がございますが、_____に_____がございます_____の_____にある_____に_____で_____の_____は_____に_____おります。</p> <p>町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は、_____になります。転用の目的ですが、_____と_____は_____の_____でありまして、_____が_____の_____、_____が_____となります。_____の_____にある_____で_____により、_____が_____を_____しておりますが、_____、その_____についても_____に_____していることや_____が_____としては_____しない_____を_____した為、_____が_____を_____を_____に_____にて_____をしたいものでございます。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____は_____しない、_____や_____の_____は必要ありません。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われまます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議</p>

市村初仁議長	案第1号番号3については許可できない場合に該当しません。
委員	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3について担当委員より説明願います。はい、成田推進委員</p> <p>推進委員の成田が議案第1号番号3についてを説明いたします。_____、_____と_____と_____を_____ました。_____はさきほど_____から_____がありました_____でございます。_____は_____の_____に_____が_____を_____ということで、こちらほうは_____と_____は_____となっていた_____ですが、_____を_____は_____し、_____が_____を_____として_____いたしました。しかしながら、_____を_____から_____を_____として_____したいとの_____がありまして、また_____が_____ということで_____ができないということもあり、_____となったそうです。_____のほうは_____がありましたけれども、_____の_____であり、こちらの_____にもあるようにしっかり_____を_____されていくということになっておりますので、_____はないと思いますので_____の_____を_____いたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。補足説明は省略いたします。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第2号番号1「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
青木事務局長	<p>次第5ページ、補足資料27ページから29ページをお願いします。</p> <p>_____の_____による_____についてご審議をいただくものです。_____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____、_____でございます。_____は、_____しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>

市村初仁議長	ありがとうございました。担当委員より補足説明をお願いします。はい、土屋哲農地部長
委員	議席番号3番の土屋哲が議案第2号番号1について補足説明をいたします。____に____と____を____ました。事務局説明のとおり____はしておりましたので、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。先ほどの事務局からの説明とあわせて非農地の判断について、何かご質問等はございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。次に議案第3号現況証明願についてを議題とします。事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第3号番号1現況証明願について説明します。次第6ページ、補足資料は30ページから31ページをお願いします。令和__年__月__日付で、____、____に____のある____より現況証明願がありました。場所は____で補足資料31ページにて確認をお願いします。 ____は____、____は____、____は____、____は____において、____の____を__¥している為、____で____を____に____することが____だと判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、担当委員より説明願います。はい、依田農政部長
委員	議席番号2番の依田美和子が議案第3号番号1について説明いたします。____に係る____ということで、__月__日に____、____、____で____を____してまいりました。____はさきほど事務局説明の通りです。____の____に____が____の____を____に、____した____があるのですが、その時に____が____を____という____があり、____に____したところ、____が____の____との____を____され____したので、____により____を____にしたいもの

	<p>でございます。____を____し、__に____されて____として____されておりましたことを報告いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今地元委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見が無いようですので議案第3号番号1について、採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号1を可決しました。次に議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第7頁から8項、補足資料は、32頁をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>11月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、3,457㎡、内訳は、畑3,457㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の11月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定い</p>

<p>土屋会長代理</p>	<p>たします。</p> <p>よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画11月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。</p> <p>10月の野菜出荷状況報告を説明させていただきます。キャベツ10キロですが、数量が286,656ケース、単価が1,147円、金額が328,707,860円、前年対比で数量が79%、単価が129%、金額が112%、次にレタス10キロは数量が92,288ケース、単価が1,372円、金額が126,608,200円、前年対比で数量が106%、単価が97%、金額が102%でございます。チンゲン菜は数量が47,453ケース、単価が924円、金額が43,840,270円、前年対比で数量が94%、単価が126%、金額が119%。合計で数量が462,425ケース、単価が1,174円、金額が542,728,010円、前年対比で数量が91%、単価が120%、金額が109%です。キャベツは皆さん最後頑張ったのですが、87%にとどまっている状況です。単価が129%ということで、前年度比べると一箱あたりの単価は伸びております。金額が112%ということですが、まず数量が87%ということで減少している理由はやはり8月の雹被害でございます。それと大玉が今年数量的には出ず、L玉、一箱8玉を中心にその前後が多かったもので、数量は出なかったのですが、金額は伸びました。レタスは数量が106%ということで皆様頑張ってくださいました。レタスを専門で出荷されていた方が、今年から出荷していない状況なんですけれども、それでも106%ということで伸びました。要因としてはレタスはキャベツとは逆に大玉傾向で、数が出たということで。それからチンゲン菜は数量が94%ということで数量が前年度に比べて落ちたわけなんですけれども、要因としては昨年まで出荷されていた方が辞めました。それからもう一件の方も家族の方が調子悪くて、数量を減らしたと。この方も来年にはチンゲン菜は辞めてしまうという話もあるので、来年度も厳しい状況でございます。先月ご質問がありましたミニトマトの生産者についてですが一件、こちらは中軽井沢の土屋さんという方が出荷されていますことを回答いたします。加工とかパックの規格を満たしていただければ、どんどん出荷してもらいたいとの農協側の意見でございました。後、下の特記事項ですが、9月は暖かい気候で10月に入って14、18、23日に霜が降りました。ただ地区によってその霜の強さは違ったようでした。それから26日の夕方7時過ぎですか、古宿を中心にこの時期には珍しく雹が降りまして、ほとんどの方が出荷が終わっているような状況でありまして、まだ残っている方は古宿が一番多かったわけなんですけれども、キャベツなどの被害があり、借宿、中軽井沢の一部でも被害がございました。それからキャベツについては7、8月の夏場非常に暑くてですね、生育スピードが速くて、例年より10日から22週間くらい前倒しの出荷になっております。さきほど申し上げましたが霜の影響ですけれども、信州868という</p>
---------------	--

	<p>品種がとても霜に弱いわけなんです、一気に強い霜ではなく弱い霜できたので、被害は比較的少なかったです。多くの方被覆資材をかけていたのでそちらの被害は少なかった状況です。今後の事業活動ですけれども女性部の視察が11月27日、28日と、こちらが愛知県に行く予定となっております。それから役員 の視察研修が12月4日から6日、北海道に行く予定です。11月3日に支所の大感謝祭が開催されます。A4の別紙をご覧ください。11月17日に廃プラが ございます。マルチとか廃プラがございましたらお持ちください。私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐お願いします。
岡沢補佐	別紙「佐久管内の生育概要」等説明
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今の岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいよう なことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係 長	新規就農者の関係について説明いたします。令和2年度より就農している甘利 さんと下元さんは町の制度ではありませんが、国の認定新規就農者補助金制度に より町から令和6年度まで補助金を支出いたします。もう一名中里さんという 兄弟で就農された方が町内にいますが、その方については現在、国に補助金申請 をしている段階でございます。それと町からですが、11月26日に発地市庭に て有機栽培を学ぶセミナーを開催いたします。こちらは午前10時30分から1 2時、午後は13時30分から15時まで午前、午後一回ずつ講演を行います、 講師は長野県庁の農業技術課の有機栽培の担当の小笠原滋和課長補佐を講師と して迎えて講義をいただきたいと考えております。その後基調講演といたしまし て、なかの農園&信州善光寺平アグリフェローズ代表の中野幸夫様と佐久ゆうき 合同会社代表社員 Farm めぐる株式会社代表取締役吉田典生様にお話しをお願 いしております。参加者は農業者や一般の方も対象といたします。有機栽培の状 況や国や県の動向などについて講演をいただき、基調講演では有機 JAS 認証事 業者の方からお話をしていただき、有機栽培について学んでいただければと考 えております。各回定員50名でありますけれども、皆様からのご参加をいただき たくお願い申し上げます。なお、来年2月にも同様のセミナーを開催する予定で

	<p>おりますことをご承知ください。町としては引き続き、慣行農業とプラスして有機農業に取り組んでいきたいと考えておりますので、研修会等のご参加をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第９ページをお願いします。「説明する。」 行事日程で１１月２１日の長野県農業委員会大会について事務局の小林から皆様にご説明することがありますので、よろしくをお願いします。</p>
小林主任	<p>１１月２１日につきましては、９時３０分役場集合でお願いします。貸し切りバスにて長野市へ向かいますが、その途中で乗車希望の方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡ください。それで長野市内のホテルで昼食となりますが、調理時間の関係もありますので、事前にメニューをホテルに伝える必要もあり、お手数をおかけしますが、お手元のメニュー表に委員名とご希望するメニューに丸をしていただいて、総会後に机の上に置いていただいております。説明は以上となります。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、第２５期軽井沢町農業委員会第４回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉 会            １５時２０分</p>

